

花沢の里周辺地区 景観まちづくりニュース

第5号

(平成30年9月11日)

発行：焼津市都市デザイン課

第5回協議会を開催しました！

このニュースは、花沢、野秋、吉津、高崎など、花沢の里周辺地区の景観まちづくり重点地区計画の策定に向けた意見交換などの様子を地域の皆様と情報を共有するために発行しています。ぜひご覧ください。

日時：8月29日（水）18:45～20:45

会場：高崎集会所

内容：景観まちづくり重点地区におけるルールについて

- ・地域の景観を守ったり、改善したりするには、一定のルールが必要になります。
- ・景観法に基づく景観まちづくりのルールでは、主に以下の3つのことを定めます。

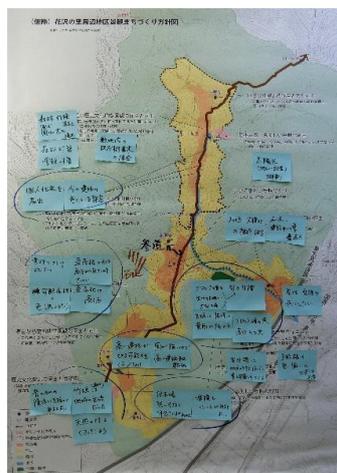
- ①ルールの範囲（区域）
- ②届出対象行為
- ③必要なルール

※ただし、ルールを定めたとしても、既にある建物をすぐに直さなければいけないわけではありません！

※花沢の里(重伝建地区)は、既に文化財保護法によるルールが定められているため、追加ルールの設定は予定していません。



参加者：協議会委員（自治会長、区長、公募住民等）10名



※意見の概要は、裏面をご覧ください。

お問い合わせ

焼津市 都市政策部 都市デザイン課 計画担当

〒425-8502 焼津市本町 5-6-1 (アトレ庁舎 2階) TEL : 054-626-2160 FAX : 054-626-2184

グループ別意見交換の結果の概要

届出の対象について

- ・個人の住宅等も含めて届出の対象としたらどうか。
- ・大きな建物のみ届出があればいいのではないか。

必要なルールについて

●建物などの色彩

- ・黄や赤などの原色は避けたい。
- ・既存の建物の色を基準の目安としたい。



●建物の屋根

- ・高台から集落を見下ろすと、建物の屋根がよく見えるので、屋根の景観も重要。
- ・瓦は景観的に良いが、高価なため、ルールとするのは難しい。
- ・勾配屋根にすることと色彩の基準（黒っぽい色）を定めたい。



●建物などの高さ

- ・3階建て以上の高い建物はいらぬ。
- ・高さ制限が無くても高い建物は立地しないだろう。

●塀、フェンス、石垣

- ・塀を生垣や大和塀にする方がよいが、ルール化は難しい。努力目標としたい。
- ・ブロック塀は、色や高さを工夫してほしい。
- ・民間・公共の物ともに、緑のネットフェンスの色彩のコントロールが必要。
- ・石垣や石積みを維持・保全していきたい。

●室外機や自販機

- ・エアコン等の室外機の目隠しは、基準に入れることを検討したい。
- ・自動販売機はできるだけ置かない。設置する場合も色彩や囲いの工夫は必要。

●電柱・電線

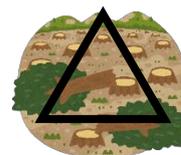
- ・電線や電柱を無くしたい。（花沢は優先的に無電柱化を進めたい）

●敷地内の既存樹木

- ・住宅等の敷地内にある既存樹木はできる限り守っていききたい。

●森林伐採・開発行為

- ・風で周りの木を傷めるため、まとまった森林の伐採はよくない。
- ・森林を伐採する場合には、景観的な配慮も必要。



●地上に設置する太陽光発電設備

- ・山の斜面に太陽光発電設備は設置しないようにしたい。
- ・民家の屋根の太陽光発電設備は、色などに配慮してもらいたい。



●堆積等

- ・堆積についても何かしらのルールがあるとよい。

先進地の視察等を行いながら、今後もルールの検討を進めていく予定です。